

平成23年6月度同窓会臨時総会議事録

1. 日 時：平成23年6月18日（土） 午後3時より午後3時50分
2. 場 所：獨協大学 6棟507会議室
3. 出席者：31名
4. 議 事

定刻に同窓会会長 大曲敏之より開会の宣言がなされた後、大曲敏之は獨協大学同窓会会則第16条の規定に基づき議長席に着き審議に入った。

(1) 第1号議案 『「一般社団法人 獨協大学同窓会」設立承認の件』、及び第2号議案『「一般社団法人 獨協大学同窓会」定款承認の件』、及び第3号議案『「獨協大学同窓会」の「一般社団法人 獨協大学同窓会」への移行承認の件』、及び第4号議案『「獨協大学同窓会」の解散承認の件』

議長から、第1号議案及び第2号議案及び第3号議案及び第4号議案は関連する事項であるので一括して審議するとの発言があり、議長から「一般社団法人 獨協大学同窓会」設立の主旨や経緯等について説明があった。

その後、議長から出席者に発言を求めたところ、出席者から、①別に定めるとしている同窓会費の金額を定款に入れてはどうか、②代議員51名の根拠は何か、③残余財産の譲渡先を獨協大学か学校法人獨協大学にしてはどうか、④総会に代わり同窓生が集まること可能な集会（心の拠り所となるような集まり）を検討してはどうか、との質問と提案があった。

議長から、会費についての質問には事務局より、その他の質問や提案については総務担当理事より回答するとの説明があった。

事務局 宮本より、現在の同窓会費は入学時に納付する1万円と、4年生時に支払う3万円の合計4万円を終身会費としている。卒業後に同窓会に入会を希

望する場合は、4年生時に支払う3万円を支払うことにより同窓会への入会としており、現行の制度をそのまま継続することになっている。ただし、将来的には会費が変更となる可能性があるため、同窓会会費規程として別途作成する、と説明があった。

総務担当理事 岩崎より、代議員数については、現在の同窓会員数が5万人を超えており、その声を反映するために50名程度が良いのではないかと理事会で判断した。公証人から、議決の関係で奇数人数が良いとの指導があったため51名とした。なお、今後同窓会員が増えた段階で改めて検討することになるのではないかと説明があった。また、残余財産の譲渡先については、当初獨協大学のみとしていたが、公証人の指導があり、獨協大学の他に公益法人や国、地方公共団体も加えている、と説明があった。さらに、総会に代わり同窓生が集まることが出来る集会については、同窓会単独ではなくホームカミングデーや雄飛祭等の大学行事との連携を考えたい、と説明があった。

議長からも、地方の支部総会の開催、ホームカミングデーを大学との共催とし支部代表者を集めた会合も併せて開催していること等、補足説明があった。

その後、議長から出席者に発言を求めたが発言はなく、第1号議案『「一般社団法人 獨協大学同窓会」設立承認の件』、及び第2号議案『「一般社団法人 獨協大学同窓会」定款承認の件』、及び第3号議案『「獨協大学同窓会」の「一般社団法人 獨協大学同窓会」への移行承認の件』、及び第4号議案『「獨協大学同窓会」の解散承認の件』に関しては、原案どおり承認可決された。

(2) 報告事項

議長より、報告事項にある『「獨協大学同窓会」の平成23年9月期決算報告について』事務局より報告すると、発言があった。

事務局 宮本より、先程の第4号議案『「獨協大学同窓会」の解散承認の件』の決議により、平成23年9月30日付で任意団体「獨協大学同窓会」は解散となるため、「獨協大学同窓会」の平成23年9月期決算報告は「一般社団法人獨協大学同窓会」の社員総会において報告され決議することとなる、と説明があった。

また、議長より、報告事項にある『その他』として、各委員会の活動状況について報告すると発言があり、各担当理事より現在の活動状況についての報告があった。

その後、議長から出席者に報告事項についての発言を求めたが、発言はなかった。

以上で予定の議事を終了し、議長から同窓会活動に関する全般的意見を求めたが、発言はなかった

以上で議事を終了し、議長は午後3時50分に閉会を宣した。

以上